

会

議

午前10時 0分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出のありました議員は、2番 進士濱美君、8番 鈴木 敬君、12番 森 温繁君であります。

◎議第15号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 日程により、議第15号 指定金融機関の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者兼出納室長。

○会計管理者兼出納室長（河井長美君） それでは、議第15号 指定金融機関の指定についてご説明申し上げます。

議案件名簿1ページをお開きください。

地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、次の金融機関を指定し、下田市の公金の収納及び支出の事務を取り扱わせることとするものでございます。

指定金融機関の名称でございますが、伊豆太陽農業協同組合、所在地は静岡県下田市東本郷1丁目12番8号でございます。

指定の期間は平成30年7月1日から平成32年6月30日まででございます。

提案の理由でございますが、現在指定金融機関としております三島信用金庫は平成30年6月30日をもちまして指定の期間が満了となりますので平成30年7月1日から平成32年6月30日までの2年間伊豆太陽農業協同組合を指定金融機関として指定するものでございます。

なお、条例改正関係等説明資料の1ページから2ページにこれまでの指定金融機関の指定状況につきまして添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、雑駁でございますが、ご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第15号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第16号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は日程により、議第16号 字の区域の変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、議第16号 字の区域の変更についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開き願います。

初めに提案理由でございますが、領海の外縁を根拠づける離島について、その所在を確定するために字の区域の変更しようとするものであり、内容といたしましては、下田市神子元島、南東方にある海図名称カメ根を下田市字神子元島に編入するものでございます。

下田市は内閣府から平成29年6月27日付、府海事第92号離島の所在確定に係る字等の確定について依頼文書を受け付けております。領海または排他的経済水域の外縁を根拠づける離島に関し、平成21年12月に決定、平成27年6月改定、平成28年7月一部改正されました政府の方針である海洋管理のための離島の保全管理のあり方に関する基本方針において、国庫に帰属することが新たに判明した土地について、国有財産として登録する旨が位置づけられました。

国はこの、登録対象となる離島であるカメ根について、国有財産台帳へ登録を終えており、現在、全国では離島273の不動産登記を進めようとしているところであります。

不動産登記を行うに当たって、カメ根の字を確定する必要があることから、内閣府は下田市に対して所在確定事務を依頼したものでございます。

地方自治法260条では市町村庁は政令で特別な定めをする場合を除くほか市町村の区域内の町もしくは字の区域を新たに画し、もしくはこれを廃止し、もしくは字の区域もしくはその名称を変更しようとするときは当該市町村の議会の議決を経て定めなければならないという規定がされていることから、このたび議案として上程し、ご審議をいただくものでござい

ます。

お手数ではございますが、条例改正関係等説明資料の3ページをお開きください。

海図記載名称カメ根は位置図、海図のとおり下田市神子元島南東方およそ150メートルに位置する250平米ほどの島でございます。この島を既に字としてございます下田市字神子元島の区域に編入しようというものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、議第16号 字の区域の変更についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この資料の3ページを見ますとカメ根の周り、本土のほうに近い、下田に近いほうですけれども、それぞれの根が幾つもあるという写真がここに写されていると思います。で、やがてカメ根と同じような根がカメ根の先に浮上してきた、出てきたというようなケースを想定した場合に、これはどういうことになるのかお尋ねをしたいと。

それからそういう意味では、カメ根というのは神子元島の一体のものではないかという考え方が当然出てこようかと思いますが、それらの考え方とカメ根、根だけを特別に取り出してという国の見解はどの辺にあるのか。この根がそういうものであれば、この根と同じようなものが幾つも出てくるという可能性が今、火山が活性化しているわけですから、出てこようかと思うんですけれども、それらの下田市の見解及び国の見解はどういうことなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 総務課長。

○総務課長（井上 均君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議案のほうにございます提案理由のほうにもございますけれども、今回内閣府のほうは領海の外縁を根拠づける離島、全ての離島はたくさんございますので、領海の外縁を根拠づける離島を調査し、全国で273あるということで今回決めたわけでございます。

で、今後、カメ根よりも領海の外縁、外側にそういうものができた場合には、また検討が必要になると思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま、議案となっております議第16号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第17号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第17号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） それでは、議第17号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の3ページをお開き願います。

下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙、4ページから15ページまでのとおり制定するものでございます。

初めに提案理由でございますが、介護保険法の改正により、指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準について所要の制定を行うためでございます。

それでは改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、資料の4ページをお開き願います。

まず、条例制定の背景ですが、介護保険法の改正により本業務は平成30年4月1日から市町村が実施することとされましたので、条例で定めることとなったものでございます。指定居宅介護支援事業所というのは介護認定を受けた方などが介護サービスを受けるに当たって、サポートをする専門家、介護支援専門員が所属する事業所をいうもので、介護支援専門員は要介護者が介護サービスを利用するためのケアプランを作成、管理をします。その事業所の指定に関する基準等を定めるものでございます。

2の根拠法及び国の基準はご覧のとおりで、3の基準の類型は従うべき基準と参酌すべき基準に区分されております。4の法令との対照表では項ごとに基準省令では何条に、本条例では何条にと規定していますというような表になっております。ほとんど省令に準じて規定

をしております。

32条立ての条例で、第1章本条例の第1条は総則で趣旨を定めたものでございます。

第2章第2条は事業者の指定について、法人とする旨を規定しており、独自基準で暴力団関係者は排除しました。5ページをお願いいたします。

第3章第3条は基本方針を定めており、利用者は可能な限りその居宅においてその有する労力に応じ自立した日常生活を営むよう配慮するなど規定しております。

第4章は人員に関する基準を定めており、第4条は事業所には常勤の介護支援専門員を置くことを規定しており、利用者35人を基準としています。第5条は管理者は常勤でかつ主任介護支援専門員であり、専ら職務に従事するものでなければならない旨を規定しております。

第5章は運営に関する基準を定めており、第6条はサービスの提供の開始に際し、利用申込者及びその家族に対し説明をし、利用申込書の同意を得る旨を。第7条は事業者のサービス提供、拒否の禁止を。第8条は事業者の実施地域等を勘案し、必要な処置を講ずる旨を。第9条は事業者は被保険者証等確認する旨を。第10条は要介護認定の申請に協力する旨を。第11条は身分を証する書類の携行を。第12条は利用者等の受領、また、費用についての説明を行い、同意を得る旨を。第13条は利用料の支払いを受けた場合は、証明書を交付する旨を。第14条は基本取り扱い方針について、利用者の要介護状態の軽減等を図り、医療との連携に配慮する旨を。第15条はサービス提供に当たっての具体的取り扱い方針を。第16条は法定代理受領サービス等に係る報告を毎月市町村へ行う旨を。第17条は利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付を。第18条は要介護状態の程度を増進させたり不正行為があった場合市町村へ通知する旨を。

6ページをお願いいたします。

第19条は管理者の責務について。第20条は事業の目的や運営の方針等の管理運営を定める旨を。第21条は勤務体制を定める旨を。第22条は設備及び備品等について。第23条は従業者の健康管理を行う旨を。第24条は運営規程等重要事項を事業所の見やすい場所へ掲示する旨を。第25条は秘密保持について。第26条は事業所について報告する場合について。第27条はサービス事業所等からの利益収受の禁止について。第28条は苦情処理の対応について。第29条は事故発生時の対応について。第30条は会計の区分について。第31条は記録の整備についてを規定しております。

第6章第32条は基準該当居宅介護支援の事業に関する基準について定めており、第3章の第28条第6項及び第7項除き準用するものを規定しております。

お手数ですが、議案件名簿の15ページをお開き願います。附則でございますが、第1項施行期日ですが、この条例は平成30年4月1日から施行する、ただし第15条（第20号に係る部分に限る）（第32条において従業する場合を含む）の規定は同年10月1日から施行するものでございます。

第2項経過措置ですが、平成33年3月31日までの間は第5条第2項（第32条において準用する場合を含む）の規定にかかわらず介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く）を第5条第1項（第32条において準用する場合を含む）に規定する管理者とすることができるというものでございます。

第3項は下田市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ですが、今回のこの条例制定に伴う改正で第14条及び第93条第2項を改正するものでございます。

以上大変雑駁ではございますが、議第17号 下田市指定居宅介護支援等に係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 今回、この条例が新たに制定されることによって、幾つかの新しい基準が設けられたんだと思いますが、15ページの附則のところにも経過措置などが設けられているんですが、この下田市にある今、介護施設の中で、この基準を既に満たしているところがあるのかどうか、それから今後の見通しとしてこの基準というのは下田市の介護施設は経過措置の部分を除けば、ほぼ達成できるような水準にあるのか、新たな人員確保とか投資が必要になるような条例の制定なのかどうかをお尋ねします。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） 今、県の条例で規定されていまして、それに基づいて指定を受けています。今回下田市に権限委譲されまして、該当する事業所は9つ、9事業所となります。ですので、今、事業を行っておりますので、引き続き今度下田市が指導監督で、新たに申請が上がれば指定をするということになります。ですので、今、9事業所については現在満たしているというものでございます。で、新たなものという基準については全て県条例

においても省令を準拠しておりますし、下田市の条例においても省令に基づいて規定しております。

先ほどご説明申し上げました第2条において下田市では暴力団関係を排除するという部分は加えているところでございます。

あと、人員については全ての今、現在認定されている事業所ですので、人員のほうについては問題ありません。ただ33年3月31日まではこの体制でいいんですけれども、主任介護支援専門員はやはりここから33年4月からは、配置するというような基準となっています。

以上です。

○議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 今までは県が管理をしていてそれなりに基準を満たしてやっていて、今後、市がやるので今のところはその基準はほぼ満たしているんだらうということで市が今度管理するということになる、市の管理する体制、市民保健課の人員を含めた体制としては現状で十分なのか。今後、強化する必要があるのかないのか。お尋ねします。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） 実はこの4月からこういう事業に対して、県から移譲されるに当たって、賀茂地区で共同で実施をしていきたいと思いますということで下田市は南伊豆町と組んで事業を進めていく予定です。それぞれ東伊豆町と河津町で松崎町と西伊豆町でブロックで対応していくということになります。

ほかに現在下田市が指導監督するところ、地域密着型の事業所とか、そういった事業所もございまして、それを含めまして、今、下田市であるべき事業所が13事業所が9つ増えて22事業所となります。そこを毎年指導ではなく2年ごと、2年に一度の指導ということで県もそのようにやっていますので、それにあわせて2年ごとの指導をやっているということで、南伊豆町と下田市と組んで指導を行っていくということで今、予定しております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 説明はよくわかりました。私の聞いたのは要は下田市は単独じゃなく南伊豆町と組んでやるよと、そのときに県がやっていたので下田市に極端に言えば担当者がいなかったわけだよね。で、新たに担当者を設けて、その担当者が南伊豆町と協議をしながらこの管理をしていくよと、そこで新たな担当者というのはこれまでの業務と全く問題なくやれるのか、それとも新たな担当者が必要になるのかどうかということを知っているんで

す。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） 先ほども言いましたが、13事業所から22に増えると、9つ増える中で、9つの事業所を毎年指導するわけではなくて、2年に分けてやるもので、今の事務よりもそれは当然増えてきますけれども、何とか30年度は様子見ながら、今の体制でやっていこうということは考えております。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質問は。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 伊藤さんの質問で概略はわかりましたけれども、ちょっと不勉強なものですから、現在の9事業所はですね、どういうところなのか。それから9事業所が13から22に増えるということは既に計画があるということでしょうから、それでつかんで22ということもいわれていると思うんですが、具体的にはどういう事業所になるのか。公表できる範囲で結構ですが、お尋ねをしたいと思います。

それから、県で行われていた事業が各町村におろされてくることでしょうか、この基準は恐らく賀茂郡でほぼ同じような基準をつくられるのか、南伊豆町と組むということですが、南伊豆町はまた別の基準を独自につくる権限はあるんでしょうから、つくることになるのか。そこら辺の賀茂郡下の状況というのはどうなっているのか。

それから移譲に当たりまして当然県は指導機関としての責任は残っているんでしょうから、そういう体制はどのような形になるのか。全くそういうことはなくなって各町村が自治体がやるという仕組みに今後なってくるのか。そこら辺をあわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、なお、ここに第3条の4項でしょうか。地域包括支援センター、老人福祉法に伴います老人介護支援センター、それから介護施設、障害者等々含めた連携に努めなきゃならないという、こういう規定がございますが、現在の連携というのはどういうことをやられていてこの規定に伴う連携というのはどういうことをイメージしているっていうか、想定しているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） まず、事業所9といえますけれども、今現在の事業所となります。伊豆太陽農協福祉相談センター、イーケアサービス、ケアセンターうばめ櫛下田、ケアプランサービス上の山、ケアプランセンターみくら、介護サービスとのおか、介護サービ

ス銀の鈴、株式会社ひまわり居宅介護支援センター、下田市社会福祉協議会でございまして、今回その9つなんですけれども、そのほかに、今まで、現在行っている地域密着型通所介護といわれているデイサービス銀の鈴西中とかデイハウスさとわか、認知症の通所介護デイサービスタ風とか、そういった部分は今まで下田市が指導監督を行っている事業所ということになります。

賀茂郡内の状況ですけれども、詳しくは聞いていませんが、恐らくこの下田市同様に省令を準拠しているというふうに思います。

それと、県の体制ですけれども指導に当たって県のもとと一緒に入って事業、指導していくというところになります。現在も地域密着型についても県の指導を仰ぎながらやっていく部分はありますので、引き続きそういう形で県の支援はもらって協力してもらって進めていくということになります。

あと、障害者の関係ですけれども、これは障害者が介護サービスを利用する場合、連携を図りましょうということになります。これは当然、県の今の条例の中でこのように規定されていますので、県においてもこのように行っているというふうに思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第17号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第18号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は日程により、議第18号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 議第18号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の16ページをお開きください。

下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次ページの17ページのとおり制定するものでございますが、内容につきましては、後ほど条例改正関係等説明資料に

てご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うためでございます。

お手数でございますが、条例改正関係等説明資料の7ページをお開きください。

初めに、改正の趣旨でございますが、非常勤職員の場合には養育する子が最大で1歳6カ月に達する日まで育児休業を取得することができていましたが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、特定の場合には最大2歳に達する日まで取得できることになったため、これに対応するものでございます。

続きまして、第2条関係でございますが、本条は育児休業を取得することができない職員を掲げております。このうち第3号は非常勤職員の規定でございますが、ここに掲げる非常勤職員以外の非常勤職員は育児休業の取得ができないとしております。第2条第3号ア(イ)では第2条の4が追加されたことに伴い、略称規定である1歳6カ月到達日の範囲を広げているもの及び育児休業を取得できない非常勤職員を当該子が1歳6カ月に達する日まで雇用期間が継続しないことが明らかな非常勤職員と規定しておりましたが第2条の4が追加されたことに伴い、この条件に該当する場合には当該子が2歳に達する日まで雇用期間が継続しないことが明らかである非常勤職員を加えたものでございます。

第2条の3関係でございますが、非常勤職員の配偶者が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において、当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業することを地方等育児休業と略称規定しておりますが、本条の改正は追加された第2条の4においてもこれを用いるようにするためのものでございます。

第2条の4の関係でございますが、追加されました本条は非常勤職員が当該子の1歳6カ月に到達日以降に育児休業を取得する場合以下のいずれにも該当すれば当該子が2歳に達するまで育児休業を取得することができることを定めたものでございまして、非常勤職員の当該子の1歳6カ月に到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6カ月に到達日において育児休業をしている場合、非常勤職員が当該子の1歳6カ月に到達日後の期間において、育児休業することが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合を規定しております。

条例改正関係等説明資料の8ページをお開きください。

第3条関係でございますが、本条は育児休業を既に取得したことがあるが、再度の育児休業を取得できる特別の事情を8号にわたり定めているものでございます。第7号の改正は第

2条の3第3号に加えて追加された第2条の4に該当する場合を加えたものでございます。

それでは、条例改正関係等説明資料の9ページ、10ページをお開きください。

左が改正前、右が改正後でございまして、アンダーラインの部分が今回改正箇所でございます。第2条第3号ア（イ）中、第2条の3第3号において、を以下に改め、いう。）の次に（第2条の4の規定に該当する場合にあっては2歳に達する日）を加えるものでございます。

第2条の3第2号中、この条の次に及び次条を加えるものでございます。第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に今回追加する第2条の4を加えるものでございます。

条例改正関係等説明資料11ページ、12ページをお開きください。

第3条第7号中、ことの次に又は第2条の4の規定に該当することを加えるものでございます。

議案件名簿の17ページをお開きください。

附則でございしますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上大変雑駁な説明でございしますが、議第18号 下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） この条例の対象者はいらっしゃるのか。そして、いらっしゃるとすればどういう職種の方かという点を確認させていただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 対象者はございません、というか、この非常勤職員の地公法の17条に該当する職員というのを任用しておりませんので、ただこういった改正がございましたので、任用した際に改正をするということではなくて、任用するよりも前からこういう改正があったものを反映させているというような条例改正でございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 改正するという事は、それなりの一定の想定があると思うわけです。で、下田市で考えた場合、どういう職種の人が想定されるのかという点がありましたら

お答えいただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 現状任用しておりませんので、なかなか難しいご質問なんです。全国的に見ますと法第17条における非常勤職員という立場の職員の方というのは一般事務職員、それから保育士等が任用されているようでございますので、そういう形での任用が想定されるのかなということは考えられますけれども、先ほども申しあげましたとおり、下田市については現在は任用している職員がございません。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） ちょっと教えてもらいたいですけれども、第2条の4の1号、これの最後のほうに当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6カ月到達日において地方等育児休業している場合って、この地方等育児休業というのは具体的にはどういう意味なんですか。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 地方等育児休業でございますが、いわゆる公務員の育児休業のほうではなくて、育児休業、普通に何ていいますか企業等の育児休業の全体の育児休業のほうで、育児休業を取得している方の略称規定になっております。

以上です。

○議長（竹内清二君） 9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 育児休業法で民間企業でも2歳までは育児休業を与えなければならないになっているんですけども、ここで言う地方っていうのは率直に言えば民間企業等で育児休業しているっていう、要は配偶者が旦那様が民間企業等で育児休業している場合ということですかね。民間を地方等という表現にしているのは何となくしっくりこないんですけども。

もしすぐわかんなければ後の説明でもいいです。

○議長（竹内清二君） 後ほど提出をお願いいたします。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） すみません、後ほどお願いします。

○議長（竹内清二君） では、ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第18号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第19号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は日程により、議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の18ページをお開きください。

下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次ページ、19ページのとおり制定するものでございますが、内容につきましては、後ほど条例改正関係等説明資料にてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、等級別基準職務表に新たに職務の内容を追加することに伴い、所要の改正を行うためでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の13ページ、14ページをお開きください。

左が改正前、右が改正後でございます。アンダーラインの部分が今回改正箇所でございます。別表第2等級別基準職務表の6級の職務の内容第1号中及び所長を「、所長及び徴収統括官」として徴収統括官を加えるものでございます。

同表の職務の級、4級の職務の内容中、5号を削り以下6号から11号を1号ずつ繰り上げ、繰り上げた5号中、園長及び教頭の職務を園長の次に「、副園長」を加え、園長、副園長及び教頭の職務と改めるものでございます。

議案件名簿の19ページをお開きください。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上大変雑駁な説明でございますが、議第19号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第19号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第20号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 日程により、議第20号 下田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） 初めに、私、橋本議員を見習いまして、ちょっと花粉症で声が出にくいものですからお聞き苦しい点がございましたらご容赦ください。

では、議第20号 下田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の20ページをお開き願います。

議第20号 下田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙21ページ、22ページのとおり制定するものでございます。

初めに提案理由でございますが、医療費助成の対象年齢を拡大することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

県は少子化対策の一環として、子供の疾病を早期発見、適正治療による疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成を実施する政令市を除く市町に対して、補助金を交付することを目的とした子ども医療費助成事業費補助金の助成対象者を平成30年10月より15歳から18歳に拡大するとしました。これに伴い下田市においても平成30年10月より、助成対象者を15歳から18歳に拡大するものでございます。

また、助成対象者を18歳まで拡大する目的といたしましては、施策の3本柱の一つであります人口減対策に係る子育て支援の一環として、出生から18歳まで切れ目のない子育て支援を実施することにより子育て世代等の経済的負担を減らし、子育てしやすい環境整備を促進するものでございます。

それでは改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数でございますが、資料の15ページをお開き願います。

下田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する趣旨でございますが、さきに申

し述べましたとおり、県が子ども医療費助成事業費補助金の助成対象者を平成30年10月より15歳から18歳に拡大することに伴い下田市におきましては、制限を設けず子ども医療費の助成対象者を15歳から18歳に拡大するものでございます。

子ども医療費の助成とは簡単にご説明いたしますと、子供が病気やけがなどにより病院等で診療を受けた場合や保険薬局で薬を受け取った場合に保険診療の一部負担額を市が負担するものでございます。

対象者の拡大内容は記載のとおり年齢を15歳から18歳に改正するものでございます。自己負担額は現行と変わらず入院及び通院ともに自己負担なしで変更がございません。なお、県におきましては自己負担がございません。

また、県が補助対象外としております入院時食事療養標準負担額の助成につきましても、現行どおり変更がございません。所得制限は現行と変わらず制限なしで変更がございません。なお県におきましては、制限がございません。

助成対象者数でございますが、対象年齢拡大分の16歳から18歳は平成30年度529人、平成31年度466人、平成32年度419人と見込みました。助成対象者総数を平成29年度をもとに対比した人数及び各年度ごとの上限人数を表右端縦の欄に記載してございますが、総人数は減少傾向にございます。

16ページをお開き願います。

対象者拡大に係る営業額の見込みでございますが、県補助に従い、補助費と事務費が合算された金額になっております。平成29年度をもとに対比した金額及び各年度ごとの増減金額を表右端縦の欄に記載してございますが、平成30年度は10月1日診療分から対象となるため4カ月分、約510万円の増、また平成31年度は12カ月分となりますので、平成29年度と比べると約1,200万円の増となるものでございます。平成32年度は対象総人数の減少に伴い、前年の平成31年度と比べ減額となる見込みでございます。対象者拡大による医療費のみの月額現在は15歳まで支給している実績に倣い、月1人当たり2,300円と試算し、平成30年度約120万円の見込みに対し、対象者総数の減に伴いまして、平成31、32年度とも10万円の減となる見込みでございます。

県内市町医療費拡大状況でございますが、静岡市と浜松市を除いた市及び賀茂5町の平成30年1月末現在の状況を記載してございます。

これによりますと、既に実施済みも含め県内のほとんどの市と賀茂圏域の町ともに対象者拡大を実施する予定であると思われまます。

施行期日でございますが、平成30年10月1日からいたしました。これは県の補助拡大実施が平成30年10月1日であること。また毎年10月1日に子ども医療費受給者証の更新が行われるため、それに合わせたものでございます。

また、関連事務作業並びに事務経費の負担軽減、病院や医療機関保護者等に対する広報の点などを考慮しまして、執行日は10月1日とするものでございます。

それでは、条例改正の内容につきまして、17ページ、18ページをお開き願います。

新旧対照表でございますが、見開き左側17ページが改正前、右側18ページが改正後でアンダーラインを引いてある箇所が今回改正をさせていただくところでございます。

第2条第1項は年齢を18歳とし、条文整理の過程で改正前条例第3条に規定していた住所要件をつけ加えました。第2項は対象年齢を18歳まで拡大したことにより結婚しているケースも想定されるため、配偶者も加え、保護者等とし条文整理の過程で改正前条例第3条に規定していた住所要件をつけ加えました。

第6項は被保険者と統一して用いることとしました。これは改正前条例第3条に被保険者組合員とございますが、正しくは健康保険、船員保険、国民健康保険が被保険者、私立学校教職員共済が加入者、国家公務員共済、地方公務員共済が組合員であることによるものでございます。

第7項はその他も含め保健医療機関等としました。これは改正前条例第7条で、保健医療機関特定承認保険医療機関または保険薬局とございますが、これ以外も考えるためでございます。

第3条は改正前条例では助成金を受け取ることができる受給対象者は保護者とし、住所要件を満たし、健康保険に加入していることを条件としております。住所要件は定義規定に加えたことにより削除し、就職等により自身が被保険者となっているケースも想定されるため、この場合は本人を受給対象者とすることができる旨をただし書きで加えました。

第6条では保険給付の対象とならない費用、例えば、差額ベッド代、証明書代などについて、改正前条例下でも助成対象外でございますが、明確化いたしました。また、他制度により、医療費の助成が受けられる場合、例えば生活保護などの取り扱いについて、改正前条例下でも助成対象外でございますが、ただし書きとして加えました。

第7条第1項は、第2条で保健医療機関等と定義したことによる改正でございます。第2項は発行する受給者証は県内のみ有効であり、県外で診療を受けた場合は一旦自己負担してもらい、後日対象者からの請求に基づき助成しております。改正前条例の特別の理由がある

と認めるときを根拠といたしますが、一般的な取り扱いとなっているため明確化いたしました。

19ページ、20ページをお開き願います。

第10条では、場合によっては子供の配偶者や本人も受給対象者となることによる改正でございます。

お手数でございますが、議案件名簿の22ページをお開き願います。

附則でございますが、第1項施行期日につきましては、平成30年10月1日から施行するものでございます。

第2項適用区分でございますが、この条例の施行の日前に給付を受けた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁でございますが、議第20号 下田市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤英雄君。

○9番（伊藤英雄君） 簡単にさせてもらいますけれども、2条の定義のところ、2号（2）の保護者等親権を行う者、後見人その他子供の監護するまたは子供の配偶者で市内に住所を有し本市の住民票で記載されている者ということで、子供の配偶者というのが入っているんだけど、子供が18歳に達する日以後の3月31日だから18歳になって3月31日まで18歳、18歳から結婚できるから数カ月のために、この子供の配偶者というのは入っているという理解でいいのかな。ちょっと考えると子供の配偶者に保護者と、お金が払われるという意味なんだと思うんだけど、ちょっとなじまないかなということと、第3条受給対象者の改正前では、医療保険各法の規定による被保険者、組合員または被扶養者である子供の保護者っていう、要は戸籍上の親子関係はない、実質的に扶養している保護者は対象になるよというふうに理解をしてたんだけど、それが今度はその部分がなくなって、自らが被保険者である子供にあっては、本人が受給対象者となることができるということなんだけれども、これもまた18歳未満が子供で、18歳未満の子供が受給対象者になれるというのは、そこには保護者がいないという想定なんですかね。

○議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） 全体的に利用の制限を設けないというところに該当すると思
いますので、そちらにつきましてまとめてお答えさせていただきます。

助成対象者の年齢を15歳から18歳に拡大するとした県の補助要綱の詳細が示されてお
りませんので、明快なことは申し上げられませんが、恐らく保護者に扶養されている者以外
は補助対象外になると思われます。

では、補助対象外とはどういうケースかと言いますと、就労しており、自らが被保険者
である者、18歳になるまでの人の中です。あるいは出産及び結婚をしている者。女性
の場合は16歳から結婚できますので、出産及び結婚をしている者などが考えられます。

このようなケースの若年層が生活していく上で収入など低いことが容易に想像されま
す。助成対象者に制限を設けないということは、子育て世代の経済的な負担を減らし、
子育てしやすい環境整備を促進することのみならず、このような若年層の生活を支援
し、暮らしやすい環境を提供することを目的とするものでございます。

これにより、人口減対策に係る子育て支援の一環として出生から18歳まで切れ目の
ない子育て支援を実施するということが目的というものでございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はありますか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 資料の18ページの第6条についてお尋ねします。

それなりの大きな病気をしますと、残念ながら町内には対応できる病院がないと、
あるいは東京の病院に行かなきゃならないと、こういうことになるかと思いますが、
病院に行くための交通費等はどうか。そしてこの6条で給付の対象にならない者
については対象外だとかいう規定でございますが、やはり方向としては実際に医療
にかかわる者は入院して治療のための食費がこれは治療のためじゃない
みたいな形で分離されてしまうというような方向が一部見えていようかと思
うわけです。そういうことから考えますと、現在医療保険が給付の対象に
していないものも含めて考えるべきであろうと私はこう思うわけです。

で、そういう形で全国的に私が言ったような形で対応しているところがある
のか、ないのか。そして、病院行くための医療費やその他医療費対象外に
なるものは具体的にどう言うもので金額的に医療費と比べて、実態的に
どういう実態にあるのか。そこら辺の認識があればお答えをいた
だきたいと思ます。

○議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） まず最初に県のほうは、先ほども申し上げましたけれども、入院時食事療養標準負担額を補助対象外にしております。下田市におきましては、これは市単で助成させていただいております。先ほど申し上げました6条の中の対象外は何かと言いますのは差額ベッド代、証明書代などございまして、こちらにおきましては申しわけございませんが、現行の中では全てのところで対象外となっております。全国のほうはちょっと把握できていないんですけれども、市町の1月末時点ですが、調査をさせていただきました。それで申し上げますと、所得制限につきましては、18市町中17市町が所得制限はなしとしておりまして、松崎町だけちょっと検討中ですよということになっております。自己負担につきましては、入院費につきましてはの自己負担は18市町中17市がなし、で、松崎町だけがちょっと検討中。通院の負担なし、つまり自己負担ゼロというところは13市の中で7市、で、5町の中では4町になっております。しかし、自己負担があるよというところが13市の中で、6市ありまして、1町松崎町だけが検討中というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） よくわかりました。そうしますと、差額ベッド及び各種の医療の証明書等につきましては、生活保護の対象者はどういうぐあいになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） 生活保護は全ての医療費が公費10割負担でございますので全て負担という形になっております。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 1分休憩

午前11時11分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に議題となっておりました議第20号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第21号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は日程により、議第21号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） それでは、議第21号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の23ページをお開き願います。

下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙24、25ページのとおり制定するものでございます。

初めに提案理由でございますが、国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険税の税率を改める等所要の改正を行うためでございます。

それでは、改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、資料の21ページをお開き願います。

今回の税率改定につきまして、背景ですが、平成27年の法改正により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効果的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うこととなります。

都道府県は各都道府県内の医療費等を推計し、その保険給付に充てるための国保事業費納付金の額を決定し、また納付金を納めるために必要な標準保険料率を算定して各市町村に通知します。市町村は納付金を納めるための国保料、国保税として被保険者から徴収し、都道府県へ納付することとなります。

平成30年度以降の国民健康保険税についてはこの納付金の支払いに充てることになり、また国保税率は県が示す標準保険料率等を参考にして市町村が決定することとなります。2の改定理由ですが、下田市の健康保険は被保険者数の減少により、保険給付費も減少傾向にあります。1人当たりの医療費は年々増加している状況です。

近年では一般会計からの法定外繰り入れもなく国民健康保険診療報酬支払準備基金の残高も平成29年度末で5億1,100万円に達する見込みでございます。こうした財政状況の中で静岡県から示された平成30年度納付金の算定額を踏まえ、平成30年度における国保事業に要する費用及び国保税以外の収入の見込みから国保税の収入必要額を算出するとともに国保制度改革に対応して基金の設置目的及び処分の方法を見直し、税負担を軽減する形で被保険者へ

の還元を行うことで国保事業の健全な運営を図るため必要な税率改定を行うものでございます。

3の税率改定において考慮すべき事項ですが、まずは国保税の算定方式ですが、現在基礎課税額分は4方式、所得割、資産割、均等割、平等割。後期高齢者支援金等課税額分及び介護納付金課税額分は3方式、所得割、均等割、平等割とされております。

22ページをお願いいたします。

これに対し制度改革後の算定方式については、静岡県が定める静岡県国民健康保険運営方針において、納付金及び標準保険料率の算定方法として基礎課税額分及び後期高齢者支援金等課税額分は3方式、介護納付金課税額分は2方式とされており、静岡県が算定を行った平成30年度納付金及び標準保険料率にも運営方針の算定方式が用いられることから下田市の国保税の選定においても3、3、2方式を用いることとしました。

4の国保税の必要額でございますが、(1)の国保事業に要する費用で平成30年度当初予算では31億4,500万円を計上させていただいております。この②の国民健康保険事業費納付金7億5,726万2,000円が県へ納める納付金となります。

ただいまの歳出に対し、収入ですが、まずは(2)の国保税以外の収入として26億3,838万4,000円を見込んでおり、その差額が(3)国保税収入必要額となります。基金が5億1,100万円ほどございますので、10%5,100万円を取り崩したいと考えます。よって賦課総額は(4)で示したとおり収納率を勘案し、賦課総額4億9,794万円となります。23ページをお願いいたします。これらを踏まえまして、改定税率の設定をいたしました。県から示された標準保険料率で課税した場合の賦課総額が5億3,546万2,000円で、4の(4)の国保税付加総額と比べますと、さらに3,752万2,000円の減額が可能となるため、さらに低く設定したものでございます。その結果、基礎課税額分では所得割は現在5.5%、標準保険料率は5.4%でしたが、これを5.1%とするものです。

資産割は廃止し、均等割を1万9,300円に、平等割を1万3,900円に改正するもので、比較欄は現行との比較でございます。

以下、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額も記載のとおりでございます。

6の税率改定による減少額と改定率では1人当たりと1世帯当たりの税額を改正前後で比較したもので、1人当たりで2万3,670円、世帯当たりでは3万8,992円の減額、改定率はマイナス25%となります。

7の施行期日及び適用の時期につきましては、平成30年4月1日から施行、平成30年度分

の国保税から適応となるものでございます。24ページには税額モデルケース一覧として、表の上の世帯構成別に左側の世帯所得額ごとの改正差額を示した表になります。上段が改正前資産割あり、下段が改正前資産割なしとなっておりますので、上段のほうが差額が大きく出ている形となっております。減少額では所得が多いほうが大きくなりますが減少率では所得が少ない方ほど大きくなるということになります。

25、26ページをお願いいたします。

条例改正の内容につきましてご説明申し上げます。左側のページが改正前、右側のページが改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

まず、第2条第1項は国保税の課税について基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額について号立てに改正するとともに、広域化に伴う改正でございます。第2条第2項は基礎課税額において資産割を削るものと第1項を号立てにしたことによる改正でございます。第3項は第1項を号立てしたことによる改正で、第4項は介護納付金において世帯別平等割額を削るものと第1項を号立てにしたことによる改正でございます。

第3条は所得割額の率を100分の5.5を100分の5.1に改めるものでございます。

27、28ページをお願いいたします。

第4条は削除、第5条は均等割額で2万5,300円を1万9,300円に改めるもの。第5条の2は平等割額で特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については2万600円を1万3,900円に改めるもので、特定世帯とは75歳以上の方と同じ世帯に国保の被保険者が一人だけの世帯で5年を経過する月までの世帯のことを、また、特定継続世帯とは、5年を経過する月の翌月から3年を経過する月までの世帯をいうもので、特定世帯は半額に、特定継続世帯は4分の1軽減するもので、第2号の特定世帯は1万300円を6,950円に改め、第3号の特定継続世帯は1万5,450円を1万425円に改めるものでございます。

また、国民健康保険法の法令番号は第2条において規定しましたので削ります。第6条は後期高齢者支援等課税額の所得割額の率を100分の2.2を100分の2に改めるものでございます。第7条の2は後期高齢者支援金等課税額の均等割額で9,600円を7,600円に改めるもの。7条の3は後期高齢者支援金等課税額の平等割額で第1号の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については6,100円を5,500円に、第2号の特定世帯は3,050円を2,750円に、第3号の特定継続世帯は4,575円を4,125円に改めるものでございます。

29、30ページをお願いいたします。

第8条は介護納付金の所得割額の率を100分の1.8を100分の1.7に改めるものでございます。第9条の2は介護納付金の均等割額で1万2,000円を1万1,900円に改めるもので、第9条の3は介護納付金の平等割額を削るものでございます。第23条は国保税の減額で第1号は7割軽減の額を改めるものでカを削ります。

第2号は5割軽減の額を改めるもので、31、32ページをお願いいたします。

また、カを削るものでございます。第3号は2割軽減の額を改めるもので、カを削ります。なお、33ページに下田市国民健康保険運営協議会の答申書の写しを添付してございます。

今回の条例改正につきましては、1月16日に諮問をし、協議を重ね2月2日に答申を受けたものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿の25ページをお開き願います。

附則でございますが、第1項はこの条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。第2項はこの条例による改正後の下田市国民健康保険税条例の規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税条例についてはなお、従前の例によるものでございます。

以上大変雑駁ではございますが、議第21号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 説明資料の22ページであります。国保の税収の必要経費が約5億661万6,000円だと。こういう算定をしているわけでありまして。そして、約5億1,100万円の積立金がある。そのうちの1割、10%を繰り入れるんだと。こういうぐあいと言っているわけでありまして、5億円からあって、どういうわけで1割という規定になったのか。5,100万円という形にしたのか。やはり5億もあれば1億も繰り入れたって別に不都合ではないと私はこう思うわけですが、5,100万円の根拠というものはどこにあるのかということが1点目であります。

それから各町村は近隣の南伊豆町、河津町も含めまして、恐らく4方式をとってきたかと思うわけです。それを3方式に下田はすると、多くの都市が3方式であるということで、その方向については別に異論を唱えるものではありませんけれども、国保の料につきましては隣町等々との賀茂郡下の当然検討するに当たっては比較論も必要ではないかと思うわけで

す。どのような状況に近在の状況はなっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） まずは、基金の10%の根拠でございますけれども、非常に近年基金を積むことができる国保財政でした。これを基金を取り崩して少しでも被保険者の保険税の軽減に図りたいということで今回5,100万円を崩すわけですけれども、この納付金の算定においては各市町の所得水準、医療費水準、年齢構成において、また収納率において納付金が算定をされます。県の方針として3年間は医療費水準、所得水準は考慮していきましようという部分は3年間については決定をされました。

ただ、見直しというか、医療費について毎年度の見直しになりますので、医療費が多かかれば納付金の額も来年度、再来年度上がってくるというところになります。30年度についてはこれで額は決定なんですけれども、31年度において以降はやはり医療費の水準によって変わってくるというところがございます。で、将来的に今回の納付金算定するに当たって、医療費水準を考慮するのかしないのかという議論もされました。中で医療費水準を考慮しないとしますと、さらに1億円ふえるというような試算もされました。

そういった中で余り、今回多く支出してしまうとまた3年後の県の運営方針に基づいてまた保険税を今度は大幅に引き上げなければならないということも考えられるということもございますので、少し安定的な保険税で余り変わらないような税としてもっていききたいために1割程度を崩すということに設定しました。

それと、近隣の町ですけれども、県内においては既に資産割がないところは5市ありまして、そういった中で資産割を県のほうではなくしていきましようというような方針になりました。で、近隣で言いますとやはり下田は3、3、2方式ですけれども、伊東においても3、3、2方式がとられるようです。東伊豆町においても資産割をなくすと聞いております。県内を見ますと改正をしないところも多くございます。それは市町によってやはり基金の状況とか納付金の額に応じてというところでさまざまですので、下田はこういう状況で基金もありましたので、3、3、2方式で基金を取り崩すというような方向で決めました。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 要請をして終わりたいと思いますが、この5億1,100万円はいわゆる国保料の取り過ぎの結果の積立金だと市民からこういう理解をそのものだと思うわけです。笑っている議員もありますけれども、取り過ぎの結果がこうなっているんだと。国保料とい

うのは基本的にはその年度の必要な給付金をその年度に徴収をすると、これが基本であると思うわけです。5年後を考えて余分にとっていくのはこういうような運営をすべき内容のものではないと。しかし幾ら課税が等々で増えるときがありますので、31億、約32億の総予算のうち8%程度は積立金が欲しいよとこう事務局は言っていたと思うわけです。ですから多めに見て1割残しても31億なら32億なら3億2,000万の余裕金があれば十分だと、こういう判断ができようかと思うわけです。そうしますと大体2億からのお金を取り過ぎの金、市民に戻してもいい金があるんだと、こういう現実だと思うわけです、状況は。そういうことから考えれば10%の5,100万ということではなくて、もらい過ぎの金は市民に返すんだと、どう返すのが一番いいかということについては、十分検討していただきたいとこういうぐあいに思います。

それから国保も介護もそうですけれども、それぞれの自治体で決めるという精神、考えは変わらないとはありますけれども、やはり近隣の町村との比較論というのはそれは、してみなければならない課題の一つだと思いますので、ぜひ、情報を集めていただいてご提示をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第21号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第22号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は日程により、議第22号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） それでは、議第22号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の26ページをお開き願います。

下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例を別紙27ページのとおり制定するものでございます。

初めに提案理由でございますが、国民健康保険法の改正に伴い、国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、所要の改正を行うためでございます。

それでは改正内容につきまして、条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、資料34ページをお願いいたします。

改正の理由でございますが、現在の基金は保険給付費等に要する費用の支払いに不足が生じたときの財源として積み立て給付費の増加などによる支出増や保険税収納不足等の収入源として活用することになっております。

このための国民健康保険法の改正により、平成30年度より保険給付に係る費用は県から全額が交付されることになり、また予期せぬ給付増や税の収納不足が生じた場合、一般会計からの財政補填等を行う必要がないよう県に新たに設置された財政安定化基金から交付貸し付けが行われる体制が整備されます。

一方市町村においては納付金の変動、給付費の増加や所得の変動による負担増を緩和し、年度間の平準化を図りつつ急激な保険税負担の上昇を抑制するための基金の設置が必要となりますので、現在の基金条例の全部改正を行い国保事業の健全な財政運営を図るものとするものでございます。

主な改正箇所は2の改正概要に記載した題名、設置の目的、積み立て、処分でございます。議案件名簿によりご説明申し上げますので、議案件名簿の27ページをお願いいたします。

まず、題名を下田市国民健康保険事業基金条例とし、第1条設置の目的を国民健康保険事業の健全な財政運営に資するため、下田市国民健康保険事業基金（以下基金という）を設置するというものでございます。

第2条積み立ては基金として積み立てる額は毎年度の決算剰余金から償還金、精算金等の財源に当たるべき金額を控除した額の2分の1以上に相当する額とするというものでございます。現在、基金の限度額等剰余金からの積立基準を定めておりますが、制度改革による会計制度の変更により、保険給付費は所要額が県から全額交付されることとなることから保険給付費の剰余金としては発生しないこととなりますが、会計上の不用額は生じますのでこれらについて償還金等を控除した額の2分の1以上を積み立てるというものでございます。

第3条管理は基金管理について定めるものでございます。第4条運用益金の処理は基金の運用から生じる収益の処理について定めるものでございます。

第5条繰り替え運用は財政上必要があると認めるときの運用について定めるものでございます。

第6条処分は基金は次の各号のいずれかに該当する場合に限りその全部または一部を処分することができるというもので、第1号が歳入欠陥その他やむを得ない事由により国民健康保険事業特別会計の財源に不足を生じるおそれがある場合においてこれを埋めるための財源に充てるとき。第2号は前号にかかわるもののほか市長が必要と認める国民健康保険事業の経費の財源に充てるときというものでございます。

第7条は委任で、この条例に定めるものを除くほか基金の管理に関し、必要な事項は市長が別に定めるというものでございます。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上大変雑駁ではございますが、議第22号 下田市国民健康保険診療報酬支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の全部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第22号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますのでご参集のほど、よろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでございました。

午前11時36分散会